平成２６年（フ）第２８５号
大分市大字松岡3500番地の７、申立て時の住所大分市長浜町１丁目７番３号　サンライズ長浜806
債務者　後藤ひとみ
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９３号
大分市浜中４番24号
債務者　上田　健二
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２７号
大分市大字田尻89番地の８
債務者　福原　直美
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７６号
宮崎市大字芳士800番地65　ウエストホーム103号、前住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5033番地10
債務者　井上　達史
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８８号
鹿児島県姶良市平松5231番地６
債務者　肥後　敏郎
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳2472番地４
債務者　房永　了子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
鹿児島県姶良市加治木町木田3088番地１
債務者　隈原　文佳
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
青森県三戸郡南部町大字苫米地字四切45番地苫米地駅前団地４号、前住所青森県三戸郡南部町大字片岸字砂押３番地１
債務者　松井　恭子（旧姓安西）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
福島県郡山市熱海町熱海１丁目200番地
債務者　佐藤　文夫
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
兵庫県洲本市桑間448―２、住民票上の住所兵庫県淡路市育波155番地１
債務者　酒井酒店こと　酒井　丈二
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９号
富山県中新川郡上市町横法音寺２番地　平野ビル302号、前住所富山県中新川郡上市町湯崎野293番地18
債務者　宮地　勝彦
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８０号
千葉県松戸市大金平３丁目209番地の１　コマコーポⅠ201号
債務者　芳澤クニ子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５７９号
北九州市小倉北区木町３丁目13番１―501号
債務者　森口富貴子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６９６号
愛知県春日井市小野町３丁目24番地
債務者　舟本　美幸
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１号
広島県福山市南蔵王町５丁目23番13号
債務者　高橋　宏行
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２１０号
広島県福山市大門町４丁目12番26号
債務者　桑田　光男
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２１３号
広島県福山市山手町２丁目17番８号　104
債務者　島村　　宏
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係